

広島県告示第三百六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

広ノ奥地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市	沼隈町	下山南	菅野風呂奥	菅野前山	菅野風呂奥	地番	標柱番号
市	町	大字	字	字	字	番	号
			菅野風呂奥	菅野風呂奥	菅野風呂奥	一九六九番	標柱一号
			広ノ奥	広ノ奥	広ノ奥	五二六番	標柱二号
			菅野風呂奥	菅野風呂奥	菅野風呂奥	五二三番	標柱三号
						甲一九七七番	標柱四号
							標柱五号

2 次に掲げる土地に存する標柱六号から十号までを順次結んだ線及び標柱六号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市	沼隈町	下山南	菅野風呂奥	菅野風呂奥	菅野風呂奥	地番	標柱番号
市	町	大字	字	字	字	番	号
			菅野風呂奥	菅野風呂奥	菅野風呂奥	一九八一番一	標柱六号
			菅野風呂奥	菅野風呂奥	菅野風呂奥	一九八一番一	標柱七号
			菅野風呂奥	菅野風呂奥	菅野風呂奥	一九八〇番	標柱八号及び九号
			菅野風呂奥	菅野風呂奥	菅野風呂奥	一九八七番	標柱十号